

令和3年4月8日
国土交通省
不動産・建設経済局建設業課

建設業法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和3年3月8日から令和3年3月22日まで、建設業法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見の募集を行いましたところ、計9件の御意見をいただきました。寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

主なご意見及び国土交通省の考え方

主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
<p>○ 期限内に講習を受けられていない方も多くいると思われ、必要な措置だと思います。</p> <p>○ 弊社はとび・土工・解体の建設業の許可を持っており、昨年度、解体工事業の技術者資格をとび 1 級で取得したいと考えておりましたが、コロナの影響で技能検定が実施されず、今年度受験したいと考えております。受験日が8月で合格発表が10月で予定されております。このことから、解体工事業の技術者資格を有する者とみなす期間の期限を10月以降の延長でお願いしたく意見提出を致します。</p>	<p>○ 賛同のご意見として承ります。</p> <p>○ 今般の省令改正による解体工事業の技術者に係る経過措置期間の延長は、登録解体工事講習の一定回数の実施が確実に見込まれることを踏まえ、十分な受講機会を確保することを目的としており、現時点で適正な期間であると考えております。</p>

※掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。